

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された同協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）その他の国際約束の適用を受けるものである。

令和元年12月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 入札に付する事項

(1) 業務名

令和2年度香川県広報誌等配布業務

(2) 業務内容

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約書作成の要否

要（契約書は、原則として香川県で準備する。）

3 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書等の交付等）

令和元年12月10日から同月17日まで（日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時まで）

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県総務部知事公室広聴広報課 広報グループ

電話番号087-832-3078 F A X番号087-862-4514

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和元年12月17日午後5時までに3に示した場所に対し文書で行うこと（F A X又は電子メールも可とする。）。

回答は、令和元年12月20日から令和2年1月10日までの間（令和元年12月28日から令和2年1月5日までの日並びに日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時まで）、3に示した場所で閲覧に供するとともに、香川県ホームページ内の広報誌等配布業務に係るページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/koho/kohosonota/index.shtml>）において表示する。

5 郵便等による入札

郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札を可とする。ただし、郵便にあっては書留親展に、

信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。

6 入札及び開札を行う日時及び場所

(1) 入札書等の提出

ア 入札書等を持参する場合

(ア) 提出日時 令和2年1月20日午後2時30分

(イ) 提出場所 香川県庁本館12階第5会議室

イ 郵便又は信書便による場合

(ア) 受領期限 令和2年1月17日午後5時(必着)

(イ) 提出場所 3に示した場所

(2) 開札

ア 日時 令和2年1月20日午後2時30分

イ 場所 香川県庁本館12階第5会議室

7 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和2年1月8日午後5時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を、3に示した場所に提出すること。

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

なお、A級に格付けされていない者にあつては、令和元年12月27日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けを得ること。

(同申請書を提出する際には、香川県広報誌等配布業務に係る入札に参加する旨及び本入札がW.T.O(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける旨を申し出ること。)

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県総務部総務事務集中課 物品調達グループ

電話番号087-832-3631 F A X 番号087-833-0352

(3) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

ア 会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者

(5) 本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者であること。

(6) 入札説明書等に基づいて作成された配布計画書を提出し、適当であると認められた者であること。

(7) 災害緊急時にも、広報誌等の配布を優先した体制の確保ができる者であること。

9 入札者に要求される事項

(1) 入札に参加を希望する者は、8の(6)の配布計画書を令和2年1月8日午後5時までに、3に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない

い。

- (2) 提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和2年1月10日までに通知する。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

12 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱に基づき公表する。

13 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から契約担当者が指示する日までに契約を締結しなければならない。この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

14 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

15 その他

- (1) 詳細は、入札説明書等による。また、入札説明書等の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、3に示した日時及び場所において交付を受けること。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく措置を講じる。
- (3) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Distribution of the Kagawa Prefectural PR Brochure
- (2) Date and time for hand-delivered submission of tenders:
2:30 PM on January 20, 2020 (By mail, tenders must be submitted by 5:00 PM on January 17, 2020)
- (3) Contact point for the notice: Inquiries and Public Information Division, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, 760-8570, Japan.
TEL 087-832-3078
- (4) We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.